

# 福岡県公報

平成20年11月5日  
第2893号

## 目次

告示(第1775号 - 第1796号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
土地改良区連合の定款の変更の認可	(農村整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
町の字の区域の変更	(市町村支援課)	4
福岡県青少年健全育成条例第16条第2項第4号に規定する団体の名称等	(青少年課)	4
大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	(中小企業振興課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
土地改良区の成立	(農村整備課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	6
公共測量の終了	(県土整備総務課)	6

公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
公 告		
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	7
人事委員会		
福岡県人事委員会委員長の選挙	(人事委員会事務局任用課)	8
福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定	(人事委員会事務局任用課)	8
公安委員会		
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	8
正 誤		
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出(平成20年10月福岡県告示第1674号)中正誤		10

## 告 示

福岡県告示第1775号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字内橋字峯田159 - 1及び160 - 5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
古賀市久保高田1215 - 2  
宗教法人 エホバの証人の福岡県古賀市古賀会衆 代表役員 瀧本 房幸

福岡県告示第1776号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
若宮町中土地改良区	平成20年10月23日

福岡県告示第1777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条の規定において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
筑後川下流土地改良区連合	平成20年10月23日

福岡県告示第1778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	前	小郡市津古536番3先から	8.2	25.0
				小郡市津古561番8先まで	11.7	

			後	同上	10.3 ~ 13.3	25.0
--	--	--	---	----	-------------------	------

福岡県告示第1779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米 小 郡	久留米 小 郡 線	小郡市津古536番3先から 小郡市津古561番8先まで

福岡県告示第1780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	京都郡苅田町大字馬場311番2先から 京都郡苅田町大字馬場309番4先まで	5.0 ~ 7.0	90.0

行橋	県道	苅田採銅所線	後	同上	5.0 ~ 7.0	90.0
			後	同上	7.0 ~ 14.0	117.9
行橋	県道	木井馬場犀川線 停車場	前	京都郡みやこ町犀川本庄字 弥四郎789番8先から 京都郡みやこ町犀川本庄字 弥四郎785番2先まで	7.7 ~ 10.7	95.3
			後	同上	10.0 ~ 10.7	95.3
八女	県道	八女高瀬線	前	筑後市大字津島1459番先か ら 筑後市大字尾島134番1先 まで	8.0 ~ 18.7	340.8
			後	同上	8.0 ~ 18.7	340.8
			後	同上	11.0 ~ 21.0	311.9

福岡県告示第1781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女高瀬線	筑後市大字津島1459番先から 筑後市大字尾島134番1先まで

福岡県告示第1782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	鳥栖朝倉線	前	朝倉市古毛1486番1先から 朝倉市古毛1499番3先まで	5.0 ~ 7.0	300.0
			後	同上	11.0 ~ 12.5	300.0

福岡県告示第1783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
宗 像	県 道	田 島 田 熊 線	前	宗像市三倉1214番90先から 宗像市田熊6丁目1180番8 先まで	8.7 ~ 23.2	328.0
			後	同上	11.5 ~ 23.2	328.0

福岡県告示第1784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	平 等 寺 那 珂 川 線	筑紫郡那珂川町大字上梶原1076番1先から 筑紫郡那珂川町大字上梶原1068番31先まで

福岡県告示第1785号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、築上町長から築上町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営深野地区土地改良（区画整理）事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字上深野に編入する。

大 字	地 番
下 深 野	243の1、296の一部、297の一部、298、299、707の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字下深野300の3に隣接する道路である公有地の全部	

2 次の区域を大字下深野に編入する。


大 字	地 番
上 深 野	459の一部、460の一部、466の一部、467の一部、468の1の一部、468の2の一部、469の一部、470
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	

福岡県告示第1786号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第2項第4号の規定に基づき、図書類の制作又は販売を行う者で構成する団体を指定したので、同条第9項の規定により次のように告示する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻 生 渡

団 体 の 名 称	当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類を表示する方法
日本映像倫理審査機構	<p>図書類の本体及び包装の用に供される物に当該団体が定める次の様式を印刷又は貼付する。</p>  <p>2.7cm</p> <p>1.6cm</p>

福岡県告示第1787号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき新設の届出があった次の店舗について、当該届出の取下げがあったので公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 取下げ年月日

平成20年10月17日

2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名 称	所 在 地	大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づく公告
(仮称) ドットあ～るzone 須恵	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外	平成20年8月福岡県告示第1412号

福岡県告示第1788号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路地形測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区南東部	平成20年10月20日から 平成20年11月20日まで

福岡県告示第1789号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字尾倉字ヒヤケ3396 - 1、3396 - 3、字熊井手3401 - 1及び3401 - 10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区高峰町11番10 - 3号  
北原 晃

福岡県告示第1790号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土 地 改 良 区 名	認可年月日
福岡市金武西土地改良区	平成20年10月16日

福岡県告示第1791号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人コネクト
- (2) 代表者の氏名  
高崎 士郎
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区片野新町2丁目6番12号
- (4) 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は、地域住民の支援を必要とする人、(障害児・者、高齢者、不登校児、ひきこもりの人、薬物依存症者など) に対して、必要な福祉サービスを行なうとともに、これらの事業に当事者が積極的に参加することで社会復帰の機会をつくり、併せて地域住民との交流の場を提供することで、互いに支えあうことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。  
(変更後) この法人は、地域住民の支援を必要とする人、(障害児・者、高齢者、不登校児、ひきこもりの人など) に対して、必要な福祉サービスを行なうとともに、これらの事業に当事者が積極的に参加することで社会復帰の機会をつくり、併せて地域住民との交流の場を提供することで、互いに支えあうことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1792号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人中間福祉作業所

- (2) 代表者の氏名  
高木 利太
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県中間市中央五丁目10番17号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、日常生活の支援や、余暇支援、就労支援のための事業を行うことで障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1793号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
糸島郡志摩町土地改良区	平成20年10月20日

福岡県告示第1794号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成20年9月26日

## 福岡県告示第1795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	平成20年9月26日

## 福岡県告示第1796号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業山川地区 中原・佐野換地区、三峰換地区確定測量業務）  
（福岡県営土地改良事業立花地区 北山 換地区確定測量業務）  
（福岡県営土地改良事業新星野地区 大藪換地区、土穴換地区確定測量業務）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市山川町大字甲田、大字倉富 八女郡立花町大字北山 八女郡星野村	平成20年9月19日から 平成21年3月24日まで

## 公 告

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年11月5日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

行橋都市計画道路3・4・7号行事西泉線及び3・4・9号行事津熊線

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成20年11月27日（木） 午後7時から9時まで

## (2) 場所

行橋市役所305会議室（行橋市中央一丁目一番一号）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）	
3・4・7号行事西泉線	起点	行橋市行事八丁目	約3,690メートル
	終点	行橋市西泉四丁目	
	主な経過地	行橋市西泉六丁目	
3・4・9号行事津熊線	起点	行橋市行事五丁目	約1,490メートル
	終点	行橋市下津熊字芝原	
	主な経過地	行橋市下津熊字下原	

## (2) 閲覧

同案については、平成20年11月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び行橋市都市整備部都市政策課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年11月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

## 人事委員会

## 福岡県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、平成20年10月23日、同委員会委員永次廣を同委員会委員長として選挙した。

平成20年11月5日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

## 福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、平成20年10月23日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員常盤洋一を指定した。

平成20年11月5日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第358号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成20年11月5日

福岡県公安委員会

## 1 追加取得講習の区分、期日、時間及び場所

## (1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年12月16日（火）から 同年12月18日（木）までの間	午前9時30分から 午後5時30分まで （最終日の講習については午後4時35分までとし、その後、修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年12月24日（水）から 同年12月25日（木）までの間	午前9時30分から 午後5時30分まで （最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 受講定員

各講習30名



### 3 受講対象者

受講申込時において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 4 受講申込手続等

- (1) 受付期間  
平成20年11月19日（水）から同年11月21日（金）までの午前9時から午後6時までの間
- (2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 当該講習以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

ウ 前記3に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

- (ア) 3(1)に該当する者  
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- (イ) 3(2)に該当する者  
合格証明書（1級）の写し
- (ウ) 3(3)に該当する者  
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (エ) 3(4)に該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 3(5)に該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

### (4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場

所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務  
23,000円

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務  
14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・10・17	2886	告示	1674	3			4	表中	2696 - 18	2969 - 18